

業庫第37号
2020年5月29日

代 理 店 御 中
代理店引受金融機関本部

日 本 銀 行 業 務 局

国税還付金支払事務のオンライン化範囲拡大対応に伴う代理店事務への影響について

代理店関係事務につきましては、平素より種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税還付金の支払事務につきましては、現在、振込事務に限りオンラインで処理しておりますが、2020年6月29日より、送金事務など残存する書面事務につきましても原則オンラインにより処理することとなります。

本件内容については代理店事務説明会を通じてお伝えしてきたところですが、改めて代理店事務への影響のポイントを別紙のとおり取り纏めましたので、ご連絡いたします。

以 上

(本件に関する照会先)

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
03-3279-1111 (代表) <6044・6094 (内線) >

国税還付金支払事務のオンライン化範囲拡大対応に伴う代理店事務への影響について

1. 送金・振込事務関係

(1) 送金・振込事務の減少

- 国税還付金の送金事務がオンライン処理に移行するほか、後述（4）のとおり訂正再振込をオンライン化することに伴い、各代理店では国税庁傘下の取引官庁（各国税局、各税務署、沖縄国税事務所。以下「取引税務署」という）からの国庫金送金（振込）請求書、同明細票の持込みが減少します。
 - ― 書面事務の減少を前提として、これを機に取引税務署から書面請求分にかかる明細票の事前持込みを取り止めたい旨の申し出を受けた場合には、原則応じることとしてください。なお、国税庁との間では、緊急の支払等に関し、書面による送金・振込請求を行うこととし、書面請求を年間約 3,000 件以下に抑えることで合意しております。
 - ― 国税庁からのオンラインによる送金請求については、日本銀行本店を經由してゆうちょ銀行本店に明細データが送信されます（振込については現行どおり全銀システム経由で振込先金融機関に明細データを送信）。

(2) 送金支払場所の拡大

- 従来、送金事務においては、予め指定された支払場所でのみ支払えませんでした。オンラインによる国税還付金の送金については、受取人の利便性を考慮し、支払場所に関係なく全てのゆうちょ銀行の店舗または郵便局（簡易郵便局を除く）^(注1) で支払可能となります。

(注1) 国税還付金の送金では、ゆうちょ銀行以外の金融機関が支払場所となることはありません。

- ― 上記に伴い、オンラインによる国税還付金の送金の場合に限り、支払場所変更事務は発生しないほか、支払場所の誤記訂正事務も発生しないこととなります。なお、省令における支払場所の規定は不変ですので、国庫金送金通知書には引き続き形式的に支払場所が記載されます。

(3) 送金通知書の亡失・き損事務の変更

- 現状、書面請求分にかかる国庫金送金通知書亡失（き損）届は、郵便局から代理店を経由して税務署に提出しておりますが、オンライン請求分については、代理店を経由することなく、郵便局から直接税務署に提出されます。

(4) 訂正再振込事務のオンライン化

- 従来、オンラインによる国税還付金の振込において、振込不能として金融機関から返却された明細データについては、一旦全て取消処理を行ったうえで、必要に応じて国税庁から新規の振込請求を受けていましたが、歳出金同様、取消処理を行うことなくオンラインによる訂正処理が可能となります。

- オンラインによる振込請求については、一旦振込不能となると入金までに日数を要するとともに還付加算金の支払金額にも影響するため、税務署では、振込不能となることが予め見込まれる場合には、オンラインで請求可能な場合でも書面請求を選択するケースがありました。今回、訂正再振込をオンライン化することにより、こうした書面請求のインセンティブが排除されることとなります。

- なお、訂正再振込事務のオンライン化に伴う代理店事務への影響は特にありません。

2. 外国送金事務関係

- 外国送金事務についても、国税庁からオンラインにより請求を受け、日本銀行本店で一括処理します。これにより、国税還付金の外国送金は原則日本銀行本店での取扱いになり、各代理店での外国送金にかかる事務（外国送金請求書の受付、日本銀行本店への外国送金の取組委託事務など）は事実上なくなる見込みです。それでも万一、書面請求が発生した場合、事務取扱いでご不明な点等がありましたら、遠慮なく日本銀行本店までご照会ください。

3. 振替・月計突合表事務関係

(1) 委託納付事務のオンライン化

- 取引税務署の委託納付事務^(注2)が国税間の振替取引としてオンライン化されることに伴い、各代理店での同事務は事実上なくなる見込みです。

(注2) 国税還付金の受取人に未納となっている国税がある場合、還付に代えてその未納分を充当して徴収額を減額すると、徴収する地方税の金額も減少してしまうことから、一旦未納の国税について納付する手続きを税務署長に委託する方法を採用しており、これを「委託納付」と呼んでいます。事務取扱上は、国税収納金整理資金にかかる政府小切手と納付書の持込みにより国税口座を払出し、国税口座へ受入れる事務（実質振替）になります。

(2) 月計突合表送付事務のオンライン化

- 現在、書面で取引税務署に交付している国税収納金整理資金受入金月計突合表、同支払金月計突合表について、日本銀行本店から国税庁にオンラインにより一括送信します。これにより、これまで支払金月計突合表については、代理店廃止に伴う取引店変更等の異例時に限り、取引最終日に取引代理店において統合国庫記帳システムから支払金月計突合表を出力のうえ該当の税務署に交付する必要がありました。当該事務が不要となります。

— 国税口座の取引官庁のうち税関は、オンライン化の対象外ですので、当該官庁の場合には引き続き各代理店において月計突合表を出力のうえ交付して頂く必要があります。

- なお、統合国庫記帳システムにおいて前月分の取引税務署の国税口座にかかる自店更正を実施した場合には、日本銀行本店において支払金月計突合表を再作成のうえ、国税庁に送信する必要があります。このため、代理店で該当の更正入力を行う必要がある場合には、日本銀行本店までご連絡ください。

以 上